

平成十九年五月十一日受領
答弁第一九四号

内閣衆質一六六第一九四号

平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への国旗掲揚に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への国旗掲揚に関する質問に対する答弁書

一及び二について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に我が国はこれを有効に支配しているところであり、これは、同諸島における国旗の掲揚の有無により変わるものではないと認識している。